

用語等の解説

原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めた法律

原子力緊急事態支援組織

- ・原子力災害発生時、速やかに緊急出動隊を編成し、発災事業者へ要員の派遣・資機材の搬送及び発災事業者と協働して高放射線量下での原子力災害に対応する組織
- ・平成28年12月、本組織の新たな拠点施設として「美浜原子力緊急事態支援センター」の本格運用を開始するとともに、資機材の拡充・要員の増強が図られている

以上